

中京学院大学キャンパスの多治見市移転一元化に係る基本協定書

多治見市（以下「甲」という。）と学校法人中京学院（以下「乙」という。）は、令和 7 年 2 月 21 日に取り交わした「中京学院大学キャンパスの多治見市移転一元化に係る基本合意書」（以下「基本合意書」という。）第 2 条第 1 項に基づき、乙が多治見市内へ移転一元化する中京学院大学設置に向けて、次のとおり「中京学院大学キャンパスの多治見市移転一元化に係る基本協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙の双方の信頼と協調のもと、中京学院大学キャンパスの多治見市移転一元化の取組みを円滑に実施するために必要な事項を定める。

（移転する大学施設の整備及び維持管理）

第 2 条 移転する中京学院大学の施設及び附帯設備は、乙が整備し、維持管理する。

2 乙は、前項の整備にあたり、地産地消による地域経済の活性化を目的として、市内事業者を活用するよう配慮するものとする。

（移転予定地）

第 3 条 中京学院大学の移転予定地は、令和 7 年度末をもって閉校する多治見市立笠原中学校敷地（多治見市笠原町字向嶋 2455 番地の 12）とする。

（土地建物の取扱い）

第 4 条 甲は、令和 8 年度に笠原中学校の建物を無償譲渡し、登記等の手続完了後に土地を無償譲渡する。ただし、甲が土地の登記等の手続を完了するまで、土地については無償で貸し付け、乙はこれを借り受ける。

2 本件土地及び建物の無償譲渡並びに土地の無償貸借の詳細については、甲乙間で別途締結する「無償譲渡契約書」及び「土地使用貸借契約書」にて定めることとする。

3 前項の「無償譲渡契約書」及び「土地使用貸借契約書」は、多治見市議会の議決が得られた時に締結することができる。

4 乙は、甲から土地及び建物の無償譲渡を受けることから、譲渡後 10 年間は大学運営を継続するよう努めなければならない。なお、大学運営を中止する場合は、譲渡を受けた土地及び建物の取扱いについて、甲と十分協議することとする。

（開学時期）

第 5 条 中京学院大学キャンパスの多治見市移転一元化に伴う開学は、令和 9 年 4 月を目標時期とする。

2 前項の目標時期は、甲及び乙の協議により変更することができるものとする。

(事業費の負担)

第6条 移転する中京学院大学の施設及び附帯設備の整備に係る事業費は、乙が負担する。

(事業費に対する補助)

第7条 甲は、前条に定める事業費について、総額 10 億円を補助金として交付できるものとする。

2 前項の補助金は、令和7年度から令和9年度までの間で分割して交付できるものとする。

(基本合意書の失効)

第8条 本協定の締結により、基本合意書は、その効力を失うものとする。

(本協定の解除)

第9条 甲及び乙が努力を重ねても、中京学院大学キャンパスの多治見市移転一元化が著しく困難であることが明らかになった場合には、甲及び乙の協議により、本協定を解除することができる。

(本協定締結後の協議)

第10条 本協定締結後に、移転に関して調整する事項並びに地域の発展と充実に寄与するために甲及び乙が連携・協力する事業について協議し、必要に応じて別に定めるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙の誠実な協議により決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和7年7月2日

甲 住 所 岐阜県多治見市日ノ出町二丁目 15 番地
職氏名 多治見市長

乙 住 所 岐阜県瑞浪市土岐町 2216 番地
職氏名 学校法人中京学院理事長